

熊本学園大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会規程

(設置)

第1条 熊本学園大学における人を対象とする研究倫理指針第8条に基づき、熊本学園大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第2条 委員会は、各学部教員の中から学長が指名する委員若干名をもって構成する。

2 学長は、委員を指名するにあたり、事前に当該教員が所属する組織の長の承諾を得るものとする。

3 委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が任命する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(議事)

第3条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数の同意をもって決する。

3 審査を申請した者（以下「申請者」という。）が委員である場合は、当該研究計画等に関する議事に参加することができない。

(審査の判定)

第4条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 不承認

(審査方法)

第5条 審査の方法は、研究計画等審査申請書に基づく書面により行う。

2 委員会が必要と認めた場合、申請者から意見を聞くことができる。

3 委員会は、原則として審査開始後30日以内に審査を完了しなければならない。

(審査の結果)

第6条 委員会は、審査の結果を速やかに申請者に通知する。

(再審査)

第7条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

(承認された実施方法の不履行)

第8条 承認または条件付承認の判定後、調査実施に際しては申請者の責任と自覚をもって対応することを前提とし、承認された調査方法で調査を実施しなかった（条件の不履行も含む）等の理由で問題が生じた場合、委員会は必要により承認または条件付承認を取り消すものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学術文化課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、教授会が審議した後、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

3 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

4 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

この改正の施行に際し、委員の任期については、第2条第4項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。